|  |  |
| --- | --- |
| ○○町内会規約（会則）第一章　総則（目的）第１条　本会は、住民相互に親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。（名称）第２条　本会は、○○町内会（以下、「町内会」という。）と称する。（区域）第３条　本会の区域は、佐世保市○○町○○番地から○○番地まで、○○番地から○○番地及び○○番地までの区域とする。（事務所の所在地）第４条　本会の事務所は、佐世保市○○町○○番地に置く。第二章　会員（会員）第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する世帯及び事業所等とする。（入会・退会）第６条　本会に入会・退会しようとするものは、会長に届けなければならない。２　本会は、正当な理由がない限り、個人の入会を拒んではならない。３　会員の脱会は、本人の申出、死亡、住所を区域外に移したときとする。（会費）第７条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。２　既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。第三章　役員（役員）第８条　本会に、次の役員を置く。（１）会　長　　１名（２）副会長　　○名（３）部　長　　○名（４）会　計　　○名（５）監　事　　○名（役員の選任）第９条　役員は、総会において会員の中から選任する。２　監事は他の役員を兼ねることはできない。（役員の職務）第１０条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長が予め指名した順序により、その職務を代行する。３　部長は、会長、副会長を補佐し、本会の部を分掌する。４　会計は、本会の金銭出納について分掌する。５　監事は、次の監査業務を行う。（１）本会の会計及び財産の状況に関する会計監査（２）本会の役員の業務執行状況に関する業務監査（役員の任期）第１１条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任は妨げない。２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、前任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。（役員の報酬）第１２条　役員の報酬は、必要に応じ、総会でこれを定める。第四章　会議（総会）第１３条　本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。２　総会は、会員をもって構成する。（総会の審議事項）第１４条　本会の総会は、次の事項を審議決定する。（１）本会の事業計画及び予算案に関すること（２）本会の事業報告及び決算に関すること（３）本会の役員の選任に関すること（４）本会の規約に関すること（５）その他本会会務に必要なこと（総会の開催）第１５条　本会の総会は、会長が招集する。２　会長は、総会を開催する場合は、会議の目的とその内容並びに開催日時と場所を、開催日の○日前までに通知しなければならない。３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。（１）会長が必要と認めたとき（２）会員の５分の１以上から請求があったとき（３）監事より請求があったとき４　総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出する。５　総会の議事は、議事録を作成し、会議で選任された議事録署名人２名以上が署名押印しなければならない。６　議事録は、会員からの要請があれば、これを閲覧させなければならない。（総会の定足数と表決権）第１６条　本会の総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開催することができない。２　会員の表決権はそれぞれ１票とする。総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。３　総会の出席は、委任状又は表決書面の提出をもって代えることができる。４　前項の場合、第１項、同２項の規定の適用において、その会員は出席したものとみなす。（役員会）第１７条　役員会は、監事を除く役員をもって構成し、次の事項を審議議決する。（１）総会に付議すべき事項（２）総会の議決した事項や委任された事項の執行に関する事項（３）その他、総会の議決を要しない会務の執行に要する事項（役員会の開催）第１８条　役員会は、次の場合に招集し、会長を議長とする。（１）会長が必要と認めたとき（２）会長は、役員から請求があったときは、その請求から○日以内に役員会を招集しなければならない。第五章　資産及び会計（資産の構成）第１９条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。（１）財産目録に記載の資産（２）会費（３）活動に伴う収入（４）寄付金（５）その他の収入（資産の管理）第２０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。２　本会の資産で第１９条第１号に掲げるものを処分、又は担保に供する場合は、総会において○分の○以上の議決を要する。（資産の支弁）第２１条　本会の経費は、資産を持って支弁する。（事業計画及び予算）第２２条　本会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。（事業報告及び決算）第２３条　本会の事業報告及び決算は会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。（会計年度）第２４条　本会の会計年度は、毎年○月１日に始まり翌年○月○日に終わる。第六章　規約の変更及び解散（規約の変更）第２５条　本会の規約の変更は、総会において総会員の４分の３の承認を得なければ変更できない。（解散）第２６条　本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。（１）破産手続きの決定（２）総会の決議（３）構成員が欠けたとき２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。（細則）第２７条　この規約の施行についての細則は、役員会の決議を経て別に定める。付　則（施行日）１　この規約は、令和○年○月○日から施行する。 | ※町内会の法人化を検討される場合は、「地縁団体法人化のてびき」に規約例がありますので、そちらを参考にしてください。●地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。●【地番の表記例】「佐世保市○○町○○番地から○○番地、○○番地から○○番地まで、△△町○○番地及び○○番地までの区域とする。ただし、○○町○○番地は除く。」※最後は及びでつなぎます。●町内会が行政町全部の場合、「佐世保市○○町の全域とする。」としても構いません。●「事務所は、町内会長宅に置く。」という定め方も可能です。●表決権を持たない賛助会員を設ける場合もあります。【表記例】第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する世帯とする。２　本会の区域に所在する事業所等は、本会の賛助会員となることができる。ただし、表決権は有しないものとする。●町内会費は、金額を明示して定める方法もあります。その場合は、金額を変更するたびに条文を改める（規約変更する）こととなり、総会の議決が必要となります。●町内会費を月割りで返還するなどは、町内会の状況に応じて定めます。●役員の名称、会計、顧問など、町内会の状況に応じて定めます。●部長については、人数を「若干名」とし、別に定めることも可能です。●１名又は複数名の監事を置くことが適当ですが、町内会長、副会長及びその他の役員と兼ねることは、会務の執行を監査する職務上、避ける必要があります。●役員の再任については、「ただし、再任は○期までとする。」とすることも可能です。●役員の報酬の有無や金額は規約に記す場合もありますが、別途報酬や費用弁済の規定を設ける場合もあります。●第３項第２号の「５分の１」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことのないよう留意する必要があります。●総会の議長は、表決権を行使することになるので、出席した会員の中から選出する必要があります。町内会長は会員の中から選任されているため、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可能です。●総会の定足数及び会議の議決については、地方自治法上、特に定められていませんが、２分の１以上と規定することが適当と考えられます。●監事は、町内会業務の執行を監査する職務上、役員会等の構成員になれず、表決権等は有することができません。しかし、役員会等の会議に出席することは可能です。●総会議決数の「４分の３」の定数を変更することは可能ですが、少数の会員の意思によって決することのないよう留意すべきです。●総会議決数の「４分の３」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することが可能な規定は適当ではありません。 |